

北九州市環境基本計画の改定について

1. 計画改定の趣旨

本市では、まちづくりの指針である「元気発進！北九州プラン」に掲げる「世界の環境首都」の実現に向け、平成 19 年度に策定、平成 24 年度に改定した「北九州市環境基本計画」に基づき、市民・NPO、事業者、研究機関、行政等が一丸となったさまざまな取組みを進めてきた。

この基本計画の期間が平成 28 年度末で満了するため、計画の改定に着手するもの。

2. 計画策定の方向性について

現行の計画は、環境首都グランド・デザインの基本理念を継承し、4つの政策目標「北九州市民環境力の持続的な発展」、「世界にひろげる低炭素社会づくりの推進」、「未来につなげる循環型社会づくりの推進」、「豊かさを支える生物多様性保全の推進と快適な生活環境の確保」に基づく戦略プロジェクトを推進している。

計画の改定にあたっても、これらの考え方を基本としつつ、平成 24 年度の改定以降に変化した様々な情勢や今日的な環境施策を盛り込んだ形で策定していくものとする。

○ 基本理念とそれを実現するための3つの柱を継承

現行の計画は、平成16年に策定した「環境首都グランド・デザイン」で示された基本理念を取り入れ、その実現を目指し、行政が取り組むべきことを明らかにするとともに実効性を担保する内容となっている。

また、基本理念を実現するために、環境問題が社会活動や経済活動と深く結びついている点を踏まえて、経済的側面、社会的側面、環境的側面を総合的に捉え、3つの柱を掲げている。

今回の改定においても、この基本理念と3つの柱を継承していきたいと考える。

基本理念と3つの柱（平成 19 年度、24 年度共通）

「真の豊かさにあふれるまちを創り、未来の世代に引き継ぐ」

共に生き、共に創る

環境で経済を拓く

都市の持続可能性を高める

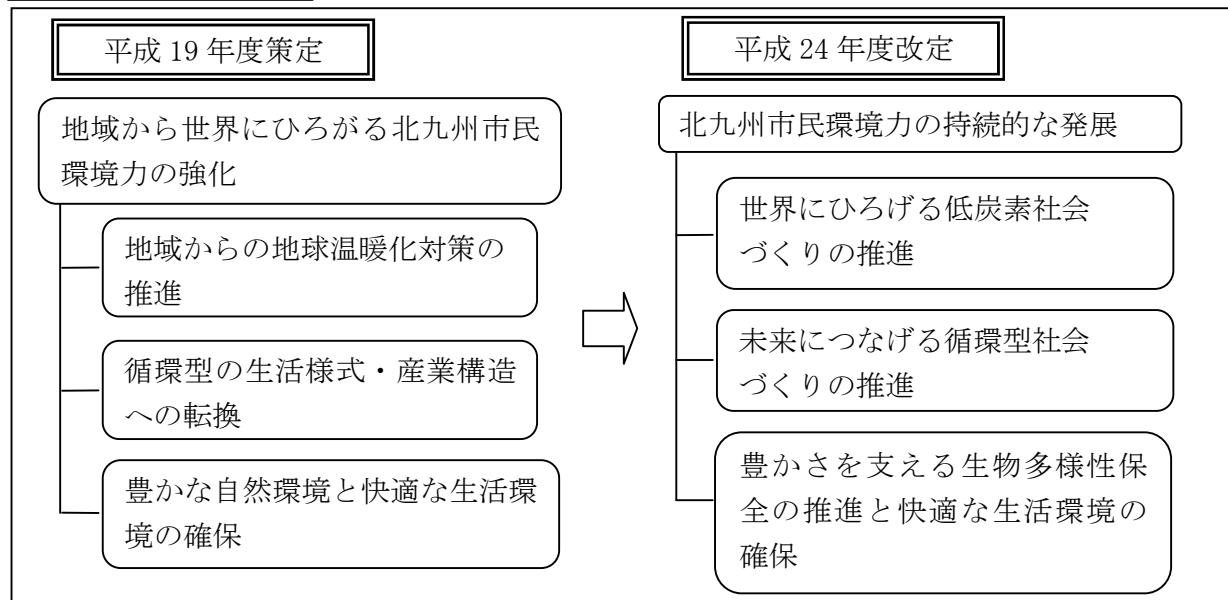
○ 「市民環境力の持続的発展」等、現行の4つの政策目標の基本的な考え方を継承

現行の計画では、基本理念を達成するために、重点的に取り組むべき 4 つの政策目標を掲げ、具体的な取組みを推進している。

特に、市民一人ひとりが内発的・自立的に、より良い環境、より良い地域を創出していくこうとする意識や能力を持ち、それを行動へつなげていく「市民環境力」を高めることが重要であるとの考えのもと、「北九州市民環境力の持続的な発展」を政策目標の第一に掲げている。

また、「世界にひろげる低炭素社会づくりの推進」、「未来につなげる循環型社会づくりの推進」、「豊かさを支える生物多様性保全の推進と快適な生活環境の確保」についても、本市が環境政策を進める上で欠かすことのできない視点であり、今回の改定においても、これら4つの政策目標の基本的な考え方を継承したいと考える。（参考：裏面）

参考：政策目標



○基本施策と施策分野の見直しを図り、今日的な環境施策を盛り込む

現行の計画では、政策目標を達成するため、具体的な施策や事業を展開していく上での方向性を示すために基本施策と施策分野を定めて、個々の事業に取り組んでいる。

今回の改定においては、平成27年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」、同年10月に策定された「北九州市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における地方創生の取組み、同年12月に開催されたCOP21でのパリ協定の採択を受け、今年5月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」など、今日的な施策を盛り込んだ形で改定する。

また、先般策定・改定された「第2次北九州市生物多様性戦略」や、「北九州市循環型社会形成推進基本計画」、現在審議中の「北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画」など、前回の改定以降に策定・改定した部門別計画との整合・統合を図りつつ、本市の他の施策との連携も考慮しながら改定する。

○戦略プロジェクトを掲げ、積極的に推進していく

現行の計画では、市民・N P O、事業者、行政が連絡を図りながら発案・具体化したもので、先導的な役割を果たし、かつ本市独自の先進的な取組みを「戦略プロジェクト」として掲げ、積極的かつ着実な取組みを進めている。

今回の改定においても、「戦略プロジェクト」を掲げ、計画を推進していく仕組みを継承したいと考える。

3. 計画期間

平成 29 年度～平成 33 年度の 5 年間とする。

4. 検討体制、スケジュール

- 北九州市環境条例第8条第3項の規定に基づき、北九州市環境審議会へ諮問。
- パブリックコメント等を実施し、広く意見を聴取する。
- 平成 29 年 8 月改定を目指し、5 回程度の審議を予定。